

# 高萩・北茨城広域工業用水道事業の設置等に関する条例

昭和 59 年 6 月 15 日

条例第 2 号

改正 令和元年 10 月 1 日 条例第 10 号

令和 2 年 3 月 27 日 条例第 4 号

## (工業用水道事業の設置)

第 1 条 工業用水を高萩市及び北茨城市へ供給するため、工業用水道事業を設置する。

### (経営の基本)

第 2 条 工業用水道事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、産業の健全な発展を促進するように運営されなければならない。

2 給水区域は、高萩市及び北茨城市的区域内とする。ただし、高萩・北茨城広域事務組合規約（昭和 59 年地指令第 901 号）第 3 条第 1 号ただし書に定める区域を除く。

3 1 日最大給水量は、30,000 立方メートルとする。

### (組織)

第 2 条の 2 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 7 条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 8 条の 2 の規定により、工業用水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第 14 条の規定により、工業用水道事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため企業局を置く。

### (重要な資産の取得及び処分)

第 3 条 法第 33 条第 2 項の規定により、予算で定めなければならない工業用水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が 2,000 万円以上の不動産又は動産の買入又は譲渡（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

### (議会の同意を要する賠償責任の免除)

第 4 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 8 項の規定により工業用水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならないものは、当該賠償責任に係る賠償額が 20 万円以上であるものとする。

### (議会の議決を要する負担附き寄附の受領等)

第 5 条 工業用水道事業の業務に関し、法第 40 条第 2 項の規定に基づき条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が 100 万円以上のもの及び組合の義務に属する損害賠償額の決定で当該決定に係る金額が 100 万円以上のものとする。

(業務状況の公表)

第6条 管理者は、工業用水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成し、公表しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに公表する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに公表する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、工業用水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを作成し、公表しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

附 則（令和元年条例第10号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附則（令和2年条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。